

知っておきたい

小規模会社の

法務知識「減資」

資本減少の方法としての任意消却はなくなつた



小規模の株式会社が、最近の不景気で業績が落ち込んでいるときに、資本を減少して累積債務を一扫しようとする場合があります。

資本減少とは、文言どおり「会社の資本の額を減らすこと」をいいます。ただし、株式会社においては、最低資本金である一千万円を下するような資本の減少はできません。

資本減少は、ひとつは「実質上の資本減少」といって、会社の資本金の一部を株主に返還して、会社の事業規模を縮小する等の場合、「もうひとつは「名目上の資本減少」といって、実際には既に減少している会社財産（資本金に該当する財産が会社にはない）に資本の額を合致させるために行う場合があります。

ます。これは、資本の欠損状態を解消して、株主への利益配当を可能にすることを目的として行われます。

減資には厳格な手続を要求

資本金は、会社債権者との関係から、みだりにこれを減少したりすることがないよう、商法では厳格な手続を要求しています。そこで、実際に、資本を減少するには、資本を減少する旨・減少する資本の額・株主に払い戻しする場合にはその金額・資本の欠損の填補に充てる場合にはその金額等につき、株主総会の特別決議（商法三四三条）が必要となります。

その後、更に官報をもつて、その減資について一カ月を下らない

期間公告を行い、かつ知れたる債権者には各別に通知しなくてはなりません。これを債権者保護手続と呼んでいます。

ところで、平成十三年十月の改正商法で、額面株式が廃止され、無額面株式一本となり、額面を通じての株式と資本金との関係はなくなりましたが、この改正法により、株式と資本金との関係は一体でなくなつたわけではありません。

この改正法以前から、たとえば、額面五万円の株式しか発行していない会社で、「額面五万円×一千株＝資本金五千万円」という関係が成り立っていたところ、株数だけを半分の五百株に減らして資本金を三千万円にするということもできました。

これは、商法では額面×株数が資本金以下であれば減資ができたわけです。額面総額を超過した部分の金額の減資は上場会社でよく行われていました。

また、株数に全く触れずに、額面だけを切り下げても先の額面×株数が資本金以下であるとの関係が成り立てば同様に減資が可能でした。

もともと株式は資本調達的手段

です。調達資金の一部は資本金となり、残りは資本準備金となりました。資本と株式の関係はそこで終了です。その後は資本を減少させても株式は基本的には連動しません。

ちなみに商法三七六条では、資本減少の決議には減少すべき資本の額のほか、株主に払い戻しをする金額、消却する株式の種類及び数、消却方法、消却金額、欠損填補にあてる金額についても決議することとされています。これは、やの金額を0円として、だけの実行も可能ということでした。

特定の株式を失効させる「消却」

ところで、株式の消却とは特定の株式を失効させる手続きです。株式の消却には、任意消却と強制消却があります。任意消却とは有効な株式を任意に会社が無償あるいは有償で譲り受けて、株券を廃棄処理して株券を失効させることを言います。

一方、強制消却とは、株主が株券を保有したまま、その株式を一定期間後に強制的に無効にし、無効となる株券を回収するため株券提供手続きがなされます。強制

消却は株券提供期間の満了日の翌日に効力が発生しますが、任意消却は株券廃棄時に効力が発生します。

ところが、平成十三年の商法の改正により、この任意消却が、有効な株式取得行為（商法二一〇条）と取得後の自己株式の失効行為（商法二二二条）との二つに分断されました。いわゆる金庫株の改正です。

これにより、現行商法では、任意消却は、自己株式の消却のみを意味し、株式の取得行為を含みませんから、資本減少という手段による任意消却はなくなりました。したがって、現行商法で先の任意無償消却を実行したい場合は、資本の減少をし、株式は株式で無償で取得して、自己株式にしてから、取締役会決議によって消却の決議をするという手順を踏むことになります。

自己株式の消却が行われたときの登記の手続きについては、新たに登記の事由として、「自己株式の消却」が加わりましたが、株式と資本の関係が分断されていますから、自己株式を消却しても資本金の減少には直ちにつながりません。

減資するなら決算公告は手を抜けない

資本減少の決議においては、前頁記載の他「最終の貸借対照表に関する事項にして法務省令に定めるものを官報をもって公告し且つ知れたる債権者には格別にこれを催告することを要す」とあります。具体的には、商法施行規則一九五条によると、資本減少の公告や催告内容に次のことを掲載することになります。

決算公告を官報でしているときは、その官報の日付及び掲載ページ

決算公告を定款に定める日刊新聞紙でしているときは、その新聞紙の名称、日付及び掲載ページ

決算公告の代用としてホームページ等で貸借対照表を公示しているときは、そのアドレス

これらの規定は会社分割、合併、準備金の減少における債権者保護の手続きをするときにも同様の取り扱いになります。

額面株式が廃止され、無額面株式一本となったため、新株発行の都度、その半分は資本準備金にされると予想されます（商法第二八

四条ノ二第二項）。また、合併や株式交換で新株を発行しても、無額面株式ですので、資本金を全く増加せずに全額を資本準備金の増加にする場合も出てくることと思えます。

改正前の法定準備金の使い途は定時総会の損失処理案の一環として資本欠損の填補に充てるか、資本金に組み入れるしか方法がありませんでした。

こうした背景により、法定準備金が大きくなる可能性がでてきましたので、取り崩したいというニーズも出てくることでしょう。欠

損填補、資本組入れの場合以外の法定準備金の取り崩しについては資本金の四分の一までという限度があり、しかも資本減少手続と同様に債権者保護手続が必要となりますが、特別決議ではなく普通決議で可能となりました。

この法定準備金の取り崩しは、平成十五年の改正商法で、定時総会の決議ではなく、臨時株主総会の決議で期中に欠損填補として利用することも、減少した準備金を株主に払い戻すこともできることが定められました。

| | | | | | |
|------------------------|---|---|---|---|---|
| 資本の部 | | | | | |
| 資本金 | × | × | × | × | × |
| 資本剰余金 | | × | × | × | × |
| 資本準備金 | | × | × | × | × |
| その他資本剰余金 | | | × | × | × |
| 資本金及び 資本金減少差益 | | | × | × | × |
| 自己株式処分差益 | | | × | × | × |
| 利益剰余金 | | | × | × | × |
| 利益準備金 | | | × | × | × |
| 任意積立金 | | | × | × | × |
| 当期末処分利益 | | | × | × | × |
| 新株式払込金又は 新株式申込証拠金 | | | × | × | × |
| 土地再評価差額金 | | | × | × | × |
| 株式等評価差額金 | | | × | × | × |
| 自己株式払込金又は 自己株式申込証拠金 | | | × | × | × |
| 自己株式 | | | × | × | × |
| 資本合計 | × | × | × | × | × |

価格の違いで利益に大差が

好きなものを納得の価格で買う、というのが今の消費者像と言えるでしょう。その好例がインターネットのオークションです。「こんなモノ誰が買うの?」といった疑問符だらけの品物にとつてもない価格がついたりします。企業はこうした多様な価値観をもった人々を相手に商品を売っていかねばなりません。いったいどのくらいなら消費者は納得し、企業も収益を上げることができるのでしょうか。そこで最近クローズアップされているのが、「プライシング」という考え方です。

プライシングは値付けとは違う概念です。値付けは商品やサービスにかかったコストに一定の利益を乗せて出すものですが、プライシングは商品の価格を消費者の価値感から設定していくものです。例えば、CD等が普及している現在、いくら価格が安くてもテープレコーダーを買う人は少ないでしょう。消費者にとって価値を失ったからです。逆に限定

もの高級ブランドバッグのように、価値があるものではあれば高くても買うでしょう。企業がプライシングを間違えると、本来得られる利益を失うということでもあります。

企業が利益を上げる戦略には、価格を据え置きながら販売量を増やす方法と、販売量はそのままで価格を上げる方法があります。しかしその効果は歴然とした差があります。アメリカの調査会社が1,000社を対象に調べた結果、販売量が1%増えて価格に変化がない場合は営業利益は3.6%増えます。ところが価格を1%引き上げ、販売量に変化がない場合は営業利益は12.3%増えるということでした。これはアメリカの場合ですが、営業利益の平均が約4%とアメリカの半分である日本の上場企業の場合、1%の価格アップは最終的に32%もの営業収益増になるとのこと。

ある雑誌に不景気で客が来なくなった高級旅館が苦肉の策として価格を倍にしたところ、一気にお客さんが増えたという記事が出ていましたが、この場合、営業利益はいいくらい増えたのでしょうか……

新札エピソード

昨年の十一月に一万円札、五千円札、千円札の新紙幣三種類が発行されましたが、同時に三券の刷新は二〇年ぶり。「樋口一葉」の五千円札に関して、日銀の紙幣発行開始後、日本でお札の表面に女性の肖像が描かれたのは初めてのこと。

今までも、明治時代の一時期に発行された政府紙幣の一円札に「神功皇后」、現在も流通している二千円札の裏面に「紫式部」と、女性の肖像が使用されたことはあります

が、今回は表面へ堂々と登場しました。世界的にも女性の肖像は希有です。なぜなら、しわやひげのある年配の男性の肖像が、偽造防止に最も適しているからです。しかも一葉は二十四歳の若さで亡くなったため、しわすらなく、かなり描きにくかったということでした。

財務省は本年末までには新札が旧札と入れ替わり、三千、七千億円の経済効果が出るの見積もっています。金融機関も二五兆円にも上ると推定されるタンス預金の流動化に期待を寄せています。

キーワードは「少量」

昨年からコンビニエンスストアでも一部の医薬品が購入できるようになりました。風邪薬や胃腸薬などは対象外ですが、それでもコンビニで二十四時間、整腸剤やビタミン剤を購入できるというのは便利なこと。ところで、コンビニの医薬品と、薬局やドラッグストアの医薬品とに微妙な違いがあることにお気づきでしょうか。それは多くの場合、内容量が少量

になっていること。例えばある栄養剤の場合、薬局用は八〇錠と一八〇錠入りで希望小売価格はそれぞれ一、八九〇円、三、六七五円。これに対して、コンビニ向けの同商品は「二錠入り一〇〇円」の価格設定です。

これは購入者が手軽に購入できること、さらに核家族化などを考慮した結果で、食材にも同様の傾向が強く進んでおり、少子化が進む中、今後こうした傾向は続きそうです。